

第 21 回宮城県・仙台市障害者卓球大会

兼 第 19 回全国障害者スポーツ大会選考会

実 施 要 項

- 1 目 的 大会への出場を通じて卓球競技における技術力の向上を図り、体力の維持増進と協調精神を養い、明るい生活の形成に寄与するとともに、県民・市民との交流により、障害者に対する深い理解と関心の高揚を期し、もって社会参加促進に資することを目的とする。
- 2 名 称 第 21 回宮城県・仙台市障害者卓球大会
- 3 主 催 宮城県／仙台市／宮城県障害者スポーツ協会／仙台市障害者スポーツ協会
- 4 共 催 社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会／社会福祉法人仙台市障害者福祉協会
宮城県知的障害者福祉協会／一般社団法人宮城県手をつなぐ育成会
仙台市知的障害者関係団体連絡協議会
- 5 主 管 宮城県卓球協会／宮城県障害者卓球協会
- 6 協 力 公益社団法人宮城県医師会／一般社団法人仙台市医師会／公益社団法人宮城県柔道整復師会
東北福祉大学／宮城県障害者スポーツ指導者協議会／仙台市障害者スポーツ指導者協議会

7 大会期日・会場

競 技 名	日 時	会 場
卓 球	平成 31 年 5 月 12 日 (日) 午前 9 時～午後 4 時 (受付：午前 8 時 30 分～9 時)	仙台市宮城野体育館 仙台市宮城野区新田東 4-1-1 TEL：022-231-1221
サウンドテーブルテニス	平成 31 年 5 月 19 日 (日) 午後 1 時～午後 5 時 (受付：午後 12 時 30 分～午後 1 時)	

8 出場資格

- (1) 宮城県内に現住所を有する**平成 31 年 4 月 1 日現在、満 12 歳以上の者で**、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者。もしくはその取得の対象に準ずる障害のある者及び、大会主催者が認めた者。但し、申込時に施設や学校等に入所及び通所並びに通学する者は、その所在地から参加できるものとする。
- (2) 大会出場に際して、特に健康上問題のない者。
- (3) 他の選考会（陸上・水泳・フライングディスク・アーチェリー・ボウリング・団体競技北海道・東北ブロック予選）にエントリーしたものは、本大会へ出場できない。

9 競技規則

「全国障害者スポーツ大会卓球競技規則」の他、本大会要項及び申し合わせ事項による。

10 申し込み方法

出場希望者は競技種目を選択し、出場申込票に種目・区分（別記障害区分表を参照のこと）等の必要事項を記入の上、下記申込先へ、**平成 31 年 4 月 20 日（土）までに申し込むこと【必着】**。

なお、申し込み締切り以降の出場受付は一切行わないので注意すること。

<申込先>

【 身体障害の部 】 仙台市障害者スポーツ協会 〒983-0039 仙台市宮城野区新田東 4-1-1 FAX：022 - 236 - 8691
--

【 STT・知的障害の部 】 宮城県障害者スポーツ協会 〒983-0836 仙台市宮城野区幸町 4-6-2 FAX：022-257-1062

11 その他

- (1) 出場選手の健康・安全管理については、各自において十分配慮すること。主催者側においては、大会時の傷害保険の加入と応急の処置を行う以外については一切責任を負わないものとする。なお、競技中の負傷に対する保証は、大会において加入する保険の適用範囲内とする。
- (2) 競技用具（ラケット・ボール・室内シューズ等）及び昼食は、各自で用意すること。
- (3) 参加申込書に記載の個人情報、参加受付・プログラム作成等の本大会の運営、成績の報道発表・公式ホームページ等への掲載、大会主催者からの資料送付・情報提供に使用する。また、大会出場中における映像・写真・記事・記録等への掲載権は主催者に属する。

12 全国大会派遣選手の選考

- (1) 本大会の記録は、下記全国大会への派遣候補選手選考の参考記録となり、別途開催される選考委員会において最終決定される。ただし、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱により平成 31 年 4 月 1 日現在、満 13 歳以上の選手が対象となる。なお、選考は全国大会主催者が指定した出場選手数に基づき、種目、障害区分、性別、出場回数等を考慮して行われる。

＜ 第 19 回全国障害者スポーツ大会：平成 31 年 10 月 12 日～14 日 於：茨城県 ＞

- (2) 全国大会への派遣は、仙台市内に居住する者は仙台市から、仙台市以外の県内に居住する者は宮城県から派遣される。ただし、申込時に施設や学校等に入所及び通所並びに通学する者は、その所在地から参加できるものとする。

【卓球競技障害区分表】

◎ 男女別、年齢区分別

			区分番号	障害区分	種目	
					卓球	STT
肢体不自由	1	上肢障害	1	片上肢障害	◎	
			2	両上肢障害	◎	
		下肢障害	3	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	
			4	片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎	
			5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎	
			体幹	6	体幹	◎
	2	脳原性麻痺以外で 車いす常用・使用	7	第 8 頸髄まで残存	◎	
			8	座位バランスなし	◎	
			9	その他の車いす	◎	
	3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	10	車いす使用	◎	
			11	杖または、松葉杖使用	◎	
			12	上肢に不随意運動あり	◎	
			13	上肢に不随意運動なし	◎	
			14	片側障害	◎	
視覚障害		15	アイマスクあり		◎	
		16	アイマスクなし	◎		
聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害			17	聴覚障害	◎	
知的障害			18	知的障害	◎	

※ 視覚障害は視力・視野の程度に関わらず、アイマスクの有無で出場競技を分ける。

※ 障害区分 15 は、光を通さないアイマスクを装着する。